足立区バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）素案【概要版】

1　バリアフリー地区別計画について

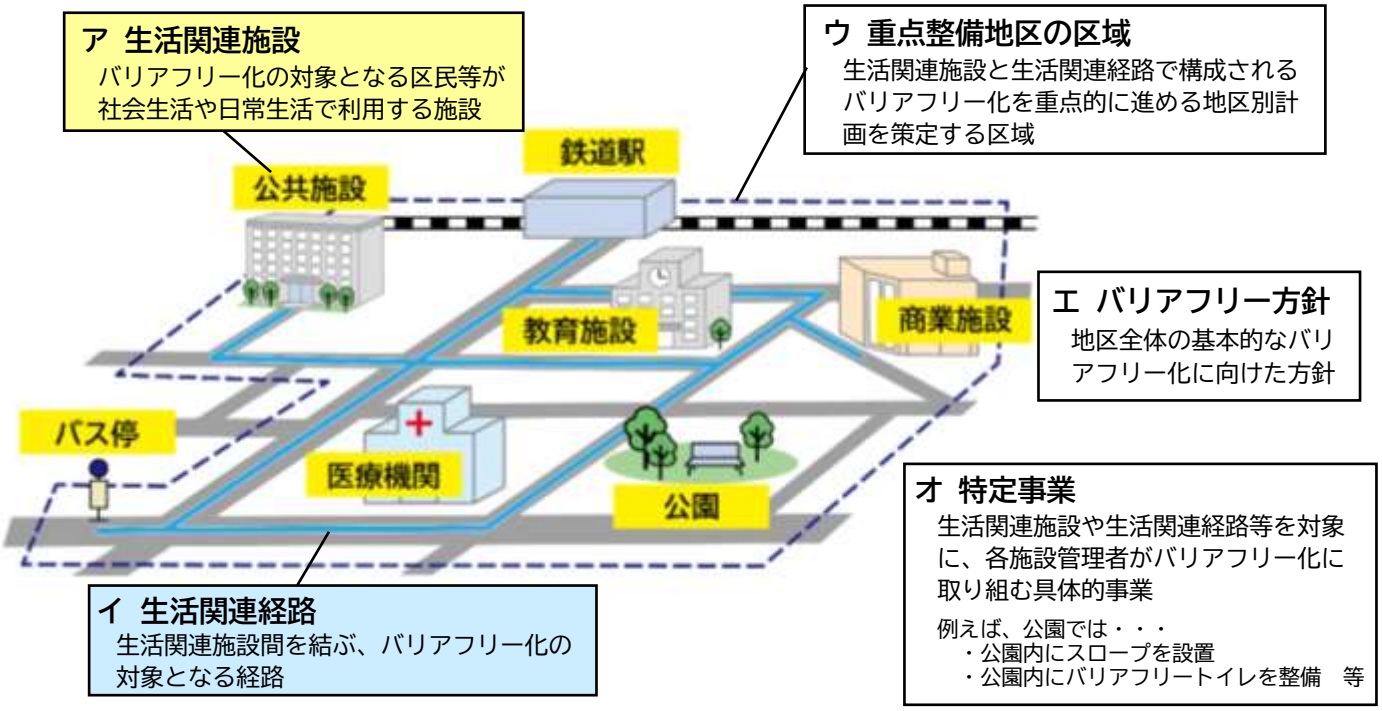
①　足立区では、区全体のバリアフリーに対する基本的な考え方である「足立区バリアフリー推進計画」と、地区別の具体的な策定方針や内容を定めた「足立区バリアフリー地区別計画」の２つの計画をあわせて、バリアフリー法第２５条に規定するバリアフリー基本構想として位置付けています。

地区別計画は、区内１０地域で策定予定です。

策定済　：区役所周辺、江北周辺、花畑周辺、総合スポーツセンター周辺、綾瀬･北綾瀬周辺、六町周辺
策定予定：北千住駅周辺、梅島駅周辺、西新井駅周辺
策定中　：竹の塚周辺（本計画による）

②　バリアフリー地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下のア～オを設定して重点的かつ面的なバリアフリー化を進めます。

ア	**生活関連施設**	バリアフリー化の対象となる区民等が社会生活や日常生活で利用する施設
イ	**生活関連経路**	生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の対象となる経路
ウ	**重点整備地区**	生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を重点的に進める地区別計画を策定する区域
エ	**バリアフリー方針**	地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針
オ	**特定事業**	生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業



２　バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）の策定

①　竹の塚周辺地区では、現在、エリアデザイン計画を検討中であり、“竹ノ塚駅の東西一体【人が主役のまちづくり】”をコンセプトに、駅前にゆとりある公共空間を創出することで回遊性が高く、魅力的で活気のある「暮らしのまち」を目指し、ウォーカブルなまちづくり（居心地が良く歩きたくなるまちづくり）に取り組んでいきます。この地域の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づく重点整備地区を定め、「足立区バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）」の策定に至りました。

②　本計画では、対象エリアが広いことから、駅前空間を核とする「ウォーカブルエリア」と、その周囲の「ネットワーク形成エリア」の２つの区域（ゾーン）区分のもと、バリアフリー法等の法令・基準や地区内の現状を踏まえ、以下の３点を竹の塚周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針とします。

竹の塚周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

１　重点整備地区全体の共通方針

ハード・ソフト一体によるバリアフリー環境の充実

ウォーカブルエリア及びネットワーク形成エリアの双方において、施設や道路のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動や意思疎通、情報取得等を支援するため、施設管理者や職員の接遇・介助水準の向上に向けた研修の実施など、ソフト面の取組を推進し、誰もが安全・安心に移動できる環境の形成を図る。

２　ウォーカブルエリアの方針

駅前空間を核とした重点的・一体的なバリアフリー化の推進

竹ノ塚駅を中心とした徒歩圏のウォーカブルエリアにおいては、不特定多数の人が利用する施設とそれらを結ぶ道路を対象に、「エリアデザイン」等の関連計画と連携・整合を図りながら、回遊性の向上に資する切れ目のないバリアフリー化を重点的に推進する。

３　ネットワーク形成エリアの方針

歩行空間ネットワークの形成と地区全体の水準の底上げ

ウォーカブルエリアの周囲に広がるネットワーク形成エリアにおいては、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国人の方等が公共交通から周辺施設へ円滑に移動できるよう、エリア内外をつなぐ歩行空間ネットワークの形成を図るとともに、「心のバリアフリー※」の推進等により、地区全体のバリアフリー水準の底上げを図る。

※　様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

ゾーン区分の考え方による推進イメージ図

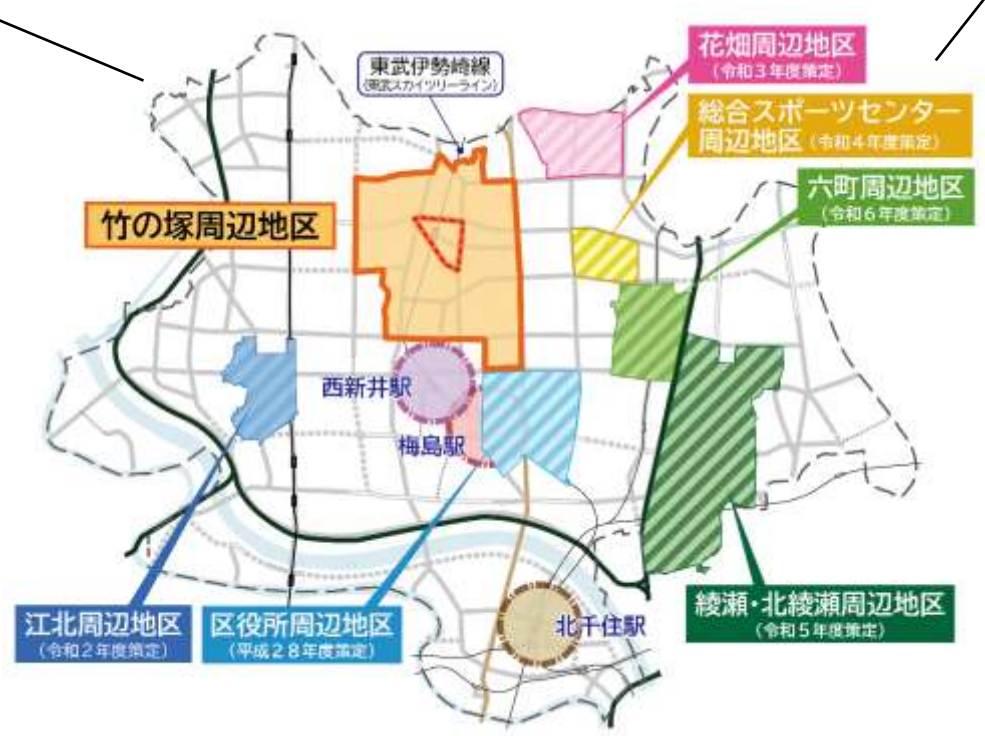
重点整備地区
（竹の塚周辺地区全体）
ハード・ソフト一体の
バリアフリー環境の充実

ゾーン①
ウォーカブルエリア

＜重点整備①＞
・駅前空間を核
・回遊性向上
・交通広場や公共施設の
再整備

ゾーン②
ネットワーク
形成エリア

＜重点整備② 水準の底上げ＞
・エリア内外の歩行者ネットワーク
・心のバリアフリー



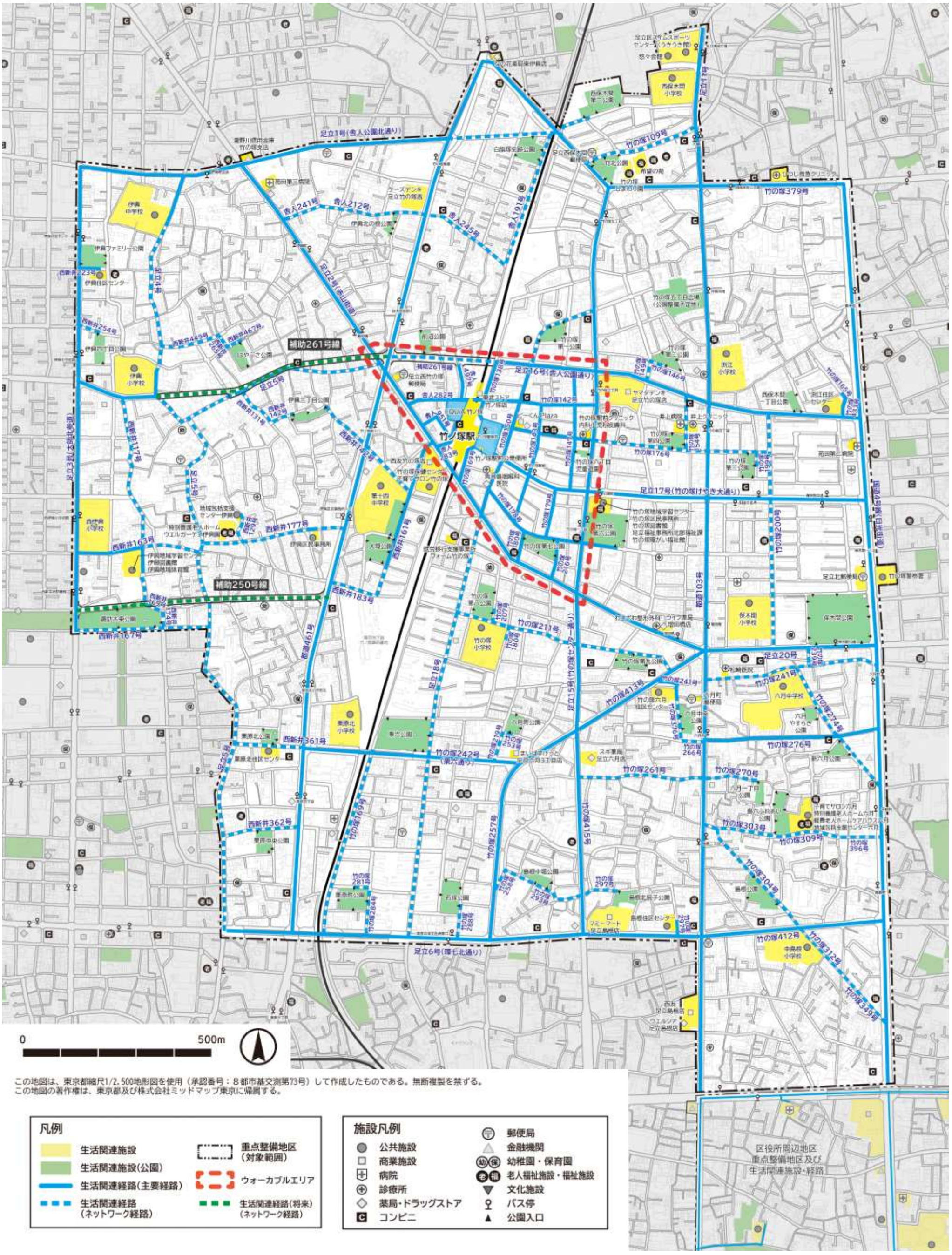
３　バリアフリー地区別計画（竹の塚周辺地区編）の計画期間

①　本計画の計画期間は、令和９年度から概ね１０年間とします。

４　竹の塚周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の対象

①　本計画の生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域を次頁のように定めます。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



5　竹の塚周辺地区における特定事業の設定

①　竹の塚周辺地区内のバリアフリー化を進めるため、特定事業を定め、その種類別にバリアフリー化の現状と課題や、それらを解決する取り組み、目標時期の設定を行いました。

②　特定事業は、バリアフリー法に基づき、以下のとおり分類しました。

特定事業種類			整備対象施設・範囲	該当ページ
ハード面	（1）	公共交通特定事業（鉄道）	鉄道駅	P.３４
	（2）	公共交通特定事業（バス）	バス、バス停	P.３５
	（3）	道路特定事業	道路	P.３６
	（4）	交通安全特定事業	重点整備地区内	P.４８
	（5）	公園特定事業	公園	P.４９
	（6）	建築物特定事業	足立区施設等	P.５９
ソフト面	（7）	教育啓発特定事業	重点整備地区内	P.６３
	（8）	その他	重点整備地区内	P.６４

③　特定事業の完了目標時期は、「短期」「長期」を基本として定めますが、現時点ではバリアフリー化が困難な施設や、実施時期が未確定な施設、既にバリアフリー化されている施設などがあるため、それぞれの事業に応じた目標時期を以下のように定めています。

特定事業の完了の目標時期

短　期：短期（おおむね５年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長　期：短期では事業完了できないが、長期的な取組みにより事業完了を目指す事業

優先度を考慮して順次：

（1）バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設

（2）バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設

（3）現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設